

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第一部 労働者状態

第四編 労働条件

第二章 労働時間と休憩・休日

一九五三年中の労働時間の推移を、「毎月勤労統計調査結果表」における一人平均月間実労働時間数によってみると(第143表)、二、三の業種を除いて、一般に前年より増加傾向を示している。すなわち全産業の平均では一九四・五時間と前年より二時間、一%の増加(前年〇・二%増)であり、業種別では鉱業の七・一時間(三・九%)を最高に、製造業においても二・八時間、一・四%の増加となっている。製造業の内訳では木材及木製品、電気機械器具、第一次金属、ゴム製品、皮革、その他の製造業等の諸部門でいずれも二%以上の増加を示し、反対に一%以上の減少をみた業種は石油及石炭製品、煙草製造業の二部門のみとなっている。なお、実数では印刷出版及類似品製造業の二一一時間が最高で、金属製品製造業の二〇五・三時間がこれに次ぎ、最低は煙草製造業の一七一・八時間である。また、五三年における労働時間、休日および休暇制度の実態を「労働時間制度調査結果報告」(労働省統計調査部編、昭和二九年一月刊)によって、製造業の主要業種についてみると次の通りである。

(注)「労働時間制度調査」は、一九五三年五月一日現在で実施されたもので、北海道、福島、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、山口、福岡の各都道府県における石炭産業、紡績業、化学工業、第一次金属製造業、機械製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業に属する毎月勤労統計調査の対象事業所のうち調査事業所総数約一、五〇〇事業所、労働者数約八〇万人(内製造業約五九万、石炭鉱業約二一万)を対象としている。

また、そのうちには、労働基準法第四章および第六章で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定が適用される一般の労働者の外、同法第四一条によって同上の規定の適用が除外されている三種類の労働者のうち、監視または断続的労働従事者として労働基準監督署署長の許可を受けたものを含む。ここではそのうち一般の労働者についてみる。なお、産業別・規模別調査事業所数は次のごとくである。

産業別	一〇、〇〇〇人以上	一〇〇〇〇~九、九九九人	一〇〇〇~九九九人	三〇~九九人	合計
石炭鉱業	六九	三四	一〇四	一六	二二三
紡織業	五八	三九	一二六	一六〇	三八三
化学工業	二二	四〇	七二	四四	一七八
第一次金属製造業	二四	二七	五七	六一	一六九
機械製造業	一五	二一	九六	一一七	二四九
電気機械製造業	三〇	二四	五四	四三	一五一
輸送用機器製造業	二六	二二	四七	四五	一四〇
計	二四四	二〇七	五五六	四八六	一四九三

交替制度

ここでは同一事業所における交替制勤務労働者の多少を問わず、監視または断続的労働者を除いて一人以上交替制勤務労働者が存在する事業所はひとしく交替制度実施事業所として観察され

る。また、交替制度の区分は左の基準による。

一、一日内における交替制勤務事業所の一日の操業時間を二以上に区分し、二以上の組に分けられた労働者が交替で就業し、通常最初の組の労働者の始業から最後の組の労働者の就業までの時間が二四時間以内の場合を一日内の交替制勤務という。例えば事業所の操業時間が一六時間で、これを八時間毎の二組交替にしている場合を二交替制という。但し一定期間毎に就業時転換を行わない場合は、事業所の操業時間を二または三に区分していても交替なき勤務とする。

二、二日以上にわたる交替制勤務労働者を二以上の組に分けて就業させ、最初の組の始業から最後の組の終業までの時間が二四時間を越える場合をいう。例えば一日一六時間隔日勤務のごときは二日にわたる二交替制、一日二四時間二日おき勤務は三日にわたる三交替制という。

交替制度の実施状況

交替制度実施事業所数の全調査事業所数に対する割合を産業別にみると、紡績業が四七・二%（三八〇事業所中一八〇事業所）で最高、次いで第一次金属製造業四五%、化学工業四二・七%、電気機械器具製造業二一・二%の順に多く、他は共に一〇%内外である。

交替制実施の方法別にみると、紡績業では交替なき勤務と一日内における二交替制勤務（以下単に二交替制勤務）を併用している事業所が多く、交替制実施事業所中の七五%を占めている。また、化学工業では交替なき勤務と一日内における三交替制勤務（以下三交替制勤務）の併用が多く五三・三%を占め、第一次金属製造業では交替なき勤務、二交替制および三交替制の併用が最も多く四三・四%占める。機械関係の三製造業では交替制を実施している事業所が少ないが、実施事業所の中で比較的多く行われているのは交替なき勤務と二交替制の併用であり、輸送用機械器具製造業では交替なき勤務、二交替制および三交替を併用している事業所の割合も比較的高い。

次に交替制を実施している事業所の全労働者に対する交替制勤務者の割合についてみると、紡績業の六三・四%が特に高く、第一次金属製造業、化学工業はそれぞれ四五・四%、三一・四%で、機械関係三製造業では極く僅かに過ぎない。紡績業で特に高いのは、労働者数の多い粗紡、精紡の基幹的工程部門で交替制が実施されているためである。

所定労働時間

一、交替なき勤務に従事する労働者 交替なき勤務に従事する労働者の所定労働時間別分布を産業別にみると（第144・145表）紡績業では八時間勤務の労働者が大部分（九三・四%）を占めているが、第一次金属および化学工業では七時間がそれぞれ七〇%前後を占める。機械関係の三製造業においても七時間が最も多いが、第一次金属および化学工業程その比重は大きくない。

規模別では、五、〇〇〇人以上で七時間が六四%、四、九九九—一、〇〇〇人で五四・五%、九九九—一〇〇人で八時間が四八%と半数近くを占め、七時間は二五・一%とかなり少く、九九—一三〇人では八時間が七五・八%と圧倒的に多くなっている（第146表）。すなわち大企業の方が所定労働時間が短く、小企業が長いことがわかる。

二、二交替制勤務に従事する労働者 紡績業は八時間が九三・一%、第一次金属製造業は七時間が七二・四%、化学工業は七時間が五七・五%でそれぞれ過半を占め、交替なき勤務と同じような分布を示すが、機械製造業では七時間一分—七時間二九分が四四・九%で最も多く、次いで七時間三〇分が二二・三%で、また、電気機械器具製造業でも八時間一分以上が五二・七%を占め、

交替なき勤務とは異った分布を示す。なお、化学工業および輸送用機械器具製造業で「その他」の比重が比較的高いが、「その他」とは前番と後番の所定労働時間が異なる場合である。すなわち、この調査の集計においては、各番の所定労働時間が同一な場合だけを各時間区分に分類し、各番の時間が異なる場合、例えば前番七時間、後番八時間というような場合はすべて「その他」に分類してある(三交替制勤務の場合も同様)

三、三交替制勤務に従事する労働者 三交替制勤務労働者数の最も多いのは化学工業であるが、この部門では「その他」が九〇%近くを占めている。「その他」の内訳は第147表のごとくである。すなわち化学工業における労働時間の組合わせは相当多種類に上っているが、一番多い形式は七時間一六時間一八時間制で事業所数は一〇、労働者数は四六三四人である。そして、すべての形式に共通するのは三番方すなわち深夜勤務にあたる番の時間が最長なことである。

所定休憩時間

各産業の所定休憩時間別分布をみると、各産業とも四五一六〇分に殆んど集中している。産業合計では四五一六〇分が九八・三%、四四分以下〇・三%、六一分以上一・四%となっている(第144表参照)。

休暇制度

一、年次有給休暇 労働基準法第三九条による年次有給休暇の日数は、勤続一年六日、五年一〇日、一〇年一五日、一五年二〇日、最高二〇日で、この法定の最低限を与えている事業所が全体的にみれば多い。産業別にみて法定以上の日数を与えている事業所が多いのは電気機械製造および化学工業であり、逆に条件が一番悪いすなわち法定最低限の日数を与えている事業所が一番多いのは紡績業である。

二、年次有給休暇以外の休暇 年次有給休暇以外の休暇すなわち生理休暇、出産休暇、結婚休暇および忌引休暇を有給・無給別にみると(第148表)、有給で与えている事業所の割合は、忌引休暇が最も多くて七五五事業所で全調査事業所の五九・五%に当り、次いで結婚休暇五六・六%、生理休暇四四・三%の順となり、出産休暇は最も少なくて四一二事業所、三二・五%となっている。

ここで有給であるというのは必ずしも休暇の全日数が有給であることを意味しない。一部を有給で与え、一部を無給とする事業所がかなりある(そういう場合、有給、無給それぞれ一事業所として集計してある)。そして、有給日数と無給日数の比率は休暇の種類によって異なり、出産休暇の場合は特に有給部分が少く、出産当日のみ有給とし、他の法定日数を無給とするような方式の事業所も多い。

生理休暇は一来潮につき有給二日、それ以上無給という場合が多い。忌引休暇は最高(七日くらいが普通である)でも全部有給の場合が多く、結婚休暇も無給部分は比較的少ない。

休日

休日の主なもの国民祝祭日、年末年始の休日、盆休、会社記念日およびメーデー等の合計日数を有給・無給別にみると(第149・150表)、有給休日を与えている事業所数は五六五で全調査事業所の四四・四%に当るが、このうち最も多いのは四・五日以下で五六五事業所の三二・一%、一〇日以上一四・五日以下がこれに次いで、一五日以上は最も少く一一・九%である。また、無給休日を与えている事業所は九三八で、全調査事業所の七三・八%を占め、有給休日の四四・四%より多い。これを日数別にみると、一五日以上は九三八事業所のうち一二・六%を占める。〇・五日以上四・五

日以下はその一二・六%で有給休日に比べてかなり少くなっている。なお、有給・無給の区別は日給者については比較的明瞭であるが月給者については当該休日に出勤して通常の労働日の賃金プラス割増賃金が支払われる場合は無給休日としてある。また、この調査は事業所の大多数の労働者に適用される制度を調査したので、月給者の多い事業所では無給休日が多い。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
